



長野県報

7月21日(火)
平成27年
(2015年)
第2692号

目次

規則

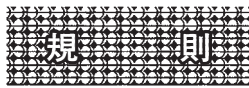
- 長野県県税に関する規則の一部を改正する規則(税務課) 1
- 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局) 1

告示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定(資源循環推進課) 2
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定の解除(資源循環推進課) 4

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働課) 4
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課) 4
- 県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(2件)(農地整備課) 4
- 都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(5件)(都市・まちづくり課) 5
- 一般競争入札(建築住宅課公営住宅室) 6



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年7月21日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第45号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第30条の見出し中「等」を削り、同条中「並びに施行令第9条の9の2に規定する利子割額の控除不足額の還付についての請求書」を削る。

第116条の2第2項を次のように改める。

2 条例第142条の2後段に規定する書面は、市町村長の発した狩猟税に係る証明書(様式第153号)によるものとする。

様式第152号中「県税条例第141条」を「長野県県税条例第141条」に、「附則第21条の2」を「附則第20条」に、

第 号該当 8,200円	を	第 項該当 8,200円
第 号該当 5,500円		第 項該当 5,500円

第 号該当 4,100円	を	第 項該当 4,100円
第 号該当 2,700円		第 項該当 2,700円
第 号該当 2,700円		第 項該当 2,700円

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第30条の見出し及び同条の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

税 務 課

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年7月21日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第15号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(昭和27年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

(特別養子縁組休暇)

第9条の2 条例第12条の2第1項の人事委員会が定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 再任用短時間勤務職員
- (2) 任期付短時間勤務職員
- (3) 臨時的に任用される職員
- (4) 職員の育児休業等に関する条例第2条第1号及び第2号に掲げる職員

第10条に次の1項を加える。

4 任命権者は、特別養子縁組休暇の請求について、条例第12条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合は、この限りでない。

第11条第5項中「及び第3項」を「、第3項及び前項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 職員は、特別養子縁組休暇の承認を受けようとするときは、養子となる者の監護に関する事項及び請求の期間を明らかにして、書面によりあらかじめ任命権者に請求しなければならない。

第11条の2中「又は第3項」を「、第3項又は第5項」に改める。

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「以下「育児休業職員」を「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号。第10条において「勤務時間条例」という。)第12条の2の規定による特別養子縁組休暇を取得している職員を含む。以下「育児休業等職員」に改め、「第43条の3第1項」の次に「(給与条例第43条の4第2項において準用する場合を含む。第6条の2において同じ。)」を加える。

第5条第2項第2号中「育児休業職員」を「育児休業等職員」に、「の承認」を「又は特別養子縁組休暇の承認」に改める。

第6条の2第1号中「育児休業職員」を「育児休業等職員」に改める。

第7条第1項第1号中「育児休業職員」を「育児休業等職員」に、「に規定」を「(給与条例第43条の4第2項において準用する場合を含む。)に規定」に改める。

第10条第2項第2号中「育児休業職員」を「育児休業等職員」に改め、同項第6号中「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号。次号において「勤務時間条例」という。)」を「勤務時間条例」に、「第7号」を「第8号」に改める。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第3条 職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「若しくは育児休業」を「、育児休業若しくは特別養子縁組休暇」に改め、「、育児休業」の次に「、特別養子縁組休暇」を加え、同条第2項中「育児休業」の次に「、特別養子縁組休暇」を加える。

第39条の3第2項及び第41条の3第1項第3号中「若しくは育児休業」を「、育児休業若しくは特別養子縁組休暇」に改める。

(長野県職員の退職手当に関する規則の一部改正)

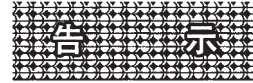
第4条 長野県職員の退職手当に関する規則(昭和50年長野県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第1条の4第2号中「育児休業(」を削り、「育児休業をいう。)」を「育児休業若しくは職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第12条の2の規定による特別養子縁組休暇」に、「子」を「子又は特別養子縁組休暇に係る養子となる者」に改める。

附則

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第346号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定します。

平成27年7月21日

長野県知事 阿部守一

指 定 区 域	埋立地の区分
小諸市大字御影新田55-4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第13条の2第1号に掲げる埋立地
小諸市大字耳取1206-1の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)第12条の31第1号に掲げる埋立地
小諸市大字御影新田1665-6、1768-3、1768-6、1768-7、1768-10、1768-11、1768-12、1768-13、1768-14、1768-15、1768-16、1768-18、1854-2、1873-4、1873-10、1873-11、1873-12、1873-14、1873-15、1873-16、1873-17、1873-18、1873-19、1873-20、1873-21、1873-22及び2925-2	規則第12条の31第2号に掲げる埋立地
小諸市大字山浦853-1の一部、853-3、853-4、853-5、853-8、884、885-1、886-1、887、888-1、888-2、889-1、1085-1、1085-3、1085-4、1085-5、1085-6、1085-7、1085-8、1086-1、1086-2、1086-3、1086-4、1086-5、1087-1、1087-4、1087-5、1087-6、1087-7、1087-8、1087-9、1087-10、1088-1、1088-4、1088-5、1088-6、1088-7、1088-8、1088-9、1089-1、1089-2、1090-2、1090-3、1090-4、1091-1、1091-2、1091-3、1091-4、1091-6、1091-	規則第12条の31第1号に掲げる埋立地